

## 住生活安定向上施策連携マニュアルの作成について（案）

### 1. 趣旨

住生活基本法第7条では、国及び地方公共団体に対して「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策」の策定・実施に係る責務を課しており、この「地方公共団体」には都道府県のほか市町村も含まれている。

これを踏まえ、住生活基本計画（全国計画）では、「地方公共団体において、まちづくり施策、福祉施策等の住民生活に深く関わる施策分野との連携を図りながら、総合的な計画策定や施策の実施が可能となるよう、国の関係行政機関においても緊密な連携のもとに地方公共団体の取組を支援する」旨が記載されている。

このため、特に関連施策の連携を図りながら総合的な取り組みを進めることが期待される分野について、都道府県や市町村における取り組みの好事例を収集するとともに、都道府県や市町村で活用可能な国等の施策を紹介するマニュアルを作成し、提供する。

### 2. 対象分野

地方公共団体において、住宅部局と関連部局との連携した総合的な取り組みが期待される分野（特に、国の所管が複数の省庁にまたがる分野）

（例）まちづくり、高齢者介護、子育て支援、環境・省エネルギー、防犯・防災等

### 3. 作成方法

「住生活安定向上施策推進会議」の幹事会を活用して、好事例の収集・評価と活用可能な国の制度の整理を行い、マニュアルの案を作成する。

マニュアル案は推進会議で了承の上、技術的助言として地方公共団体に通知する。

### 4. 作成スケジュール

平成18年10月～	幹事会で検討開始 ・地方公共団体等から好事例を収集 ・活用可能な国の施策を関係省庁から登録
平成19年5月目途	幹事会においてマニュアル案とりまとめ
平成19年6月	第2回推進会議において、マニュアル案了承、地方公共団体へ通知

## 参考 1 住生活基本法

(国及び地方公共団体の責務)

第七条 国及び地方公共団体は、第三条から前条までに定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(住生活基本計画の実施)

第十八条 国及び地方公共団体は、住生活基本計画に即した公営住宅等の供給等に関する事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住生活基本計画に定められた目標を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 参考 2 住生活基本計画

### 第 4 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

#### 1 住生活に関わるすべての主体の連携及び協力

(中略)

地域における多様な居住ニーズに的確に対応した施策を展開していくに当たっては、地方公共団体の役割が従来にも増して大きくなってきており、本計画の策定に当たっては都道府県の意見を聴取したところである。都道府県においては、本計画に即して都道府県計画を定めることとされているが、より地域に密着した行政主体である市町村においても施策の方向性を示す基本的な計画を策定することを促進することとし、必要な情報の提供などを通じて強力に支援する。その際、地方公共団体において、まちづくり施策、福祉施策等の住民生活に深く関わる施策分野との連携を図りながら、総合的な計画策定や施策の実施が可能となるよう、国の関係行政機関においても緊密な連携のもとに地方公共団体の取組を支援する。

## 参考 3 施策のイメージ

国の制度の活用か地方単独事業かを問わず、助成、規制緩和、情報提供、相談等の様々な取り組みが対象